平成２１年（フ）第６３１４号
大阪市東成区深江南１丁目４番30号
債務者　釜野こと　釜野　益子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３８７号
大阪市大正区三軒家東１丁目６番３号　パークハイツ大正橋405号
債務者　盤若　尚美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４２５号
大阪府東大阪市横小路町１丁目２番49号
債務者　山本　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４３１号
大阪府吹田市岸部南２丁目29番14号
債務者　塩谷八重子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１４号
仙台市宮城野区燕沢２丁目28番１―102号
債務者　阿部　　勇
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４５号
宮城県名取市ゆりが丘４丁目６番地の11
債務者　永井　政憲
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９６号
仙台市太白区緑ケ丘１丁目10番20号
債務者　石津　勝則
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２８号
仙台市宮城野区原町４丁目１番12号　小野アパート２
債務者　秋元　久美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
水戸市酒門町4272番地の８
債務者　高橋　良則
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１３１号
滋賀県彦根市錦町８番19号
債務者　石田　美子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１４６号
滋賀県彦根市後三条町99番地１平田荘６号室
債務者　河合　美樹
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１６８号
滋賀県近江八幡市日吉野町721番地14
債務者　奈良　祐輔
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１８２号
滋賀県近江八幡市出町847番地　102号
債務者　岡本　芳恵
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１８４号
滋賀県彦根市川瀬馬場町1002―３サンクリエイトアムール305号、住民票上の住所滋賀県彦根市後三条町515番地３
債務者　宮川左官こと　宮川　匡史
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第９２１号
神戸市垂水区学が丘４丁目25番26―401号
債務者　平田　愿彦
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２２号
神戸市垂水区学が丘４丁目25番26―401号
債務者　平田　繁子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０７８号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番８―525号
債務者　脇坂　裕介
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部